

ID: 220

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	八頭町公共下水道事業分担金徴収条例施行規則 第6条第1項		
例規番号	平成17年規則第118号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第6条 町長は、前条の規定により分担金の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る分担金を一時に徴収できるものとする。</p> <p>(1) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認めたとき。</p> <p>(2) 次のアからカまでに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る分担金が徴収できないと認めたとき。</p> <p>ア 国税、地方税その他公課の滞納によって滞納処分を受けるおそれがあるとき。</p> <p>イ 強制執行を受けるおそれがあるとき。</p> <p>ウ 破産宣告を受けたとき。</p> <p>エ 競売の開始を受けたとき。</p> <p>オ 受益者である法人が解散したとき。</p> <p>カ 詐欺その他不正の手段により分担金の徴収を免れようとしたとき。</p> <p>2 町長は、前項の規定により分担金の徴収猶予を取り消したときは、その旨を当該受益者に分担金徴収猶予取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日